

令和8年度事業計画

【法人目標】

“誰もが安心して暮らし、長寿を喜びあえる福祉の村づくり”

“助け合い、支え合い、共に生きる地域づくり”

【事業方針】

“身近な地域とのつながりを大切に、ともに支え合う地域福祉の推進”

【基本的考え】

少子高齢化の問題や生活困窮者、認知症や一人暮らし高齢者が増加する中で、介護保険など公的制度のみで対応できない生活ニーズや社会的孤立・貧困等を背景とする深刻な生活課題が顕在化しています。それぞれの地域で起こりうる課題に対して、地域の皆さんと共に問題解決に向けて考え、支え合い、助け合う地域コミュニティの形成がますます重要となっています。

“地域の困りごとを地域で支える仕組みづくり”として「ちいさなお助け隊『あちの手』事業」を始めて3年近くになりますが、買い物や受診等の同行を希望される利用者の増加に伴い、福祉車両貸出事業と並行して『あちの手』のボランティアによる移動サービス事業の確立も必要となっています。困りごとを抱える方に気軽に相談していただけるよう訪問等による働きかけを行い、気兼ねなく地域の方に支えていただく体制を整えていきます。さらに必要な支援や適切なサービス・制度につなげるよう村包括支援センターとも連携し取り組んでいきます。

また法人運営面では、働き方改革による柔軟な働き方への研究や一層の経営の健全化を目指す管理体制強化にむけての整備を行うとともに、介護保険事業所では厳しい経営の状況下にあり引き続き事業運営の適正化に取り組んでいきます。

【行動目標】

- 1) 個別の課題を調査し、地域との連携を深める中で、具体的な支え合い活動へと取り組んでいく。
- 2) 法令を遵守し、安定した継続的な事業所運営をするために、効率のよい経営に努める。
- 3) 常にサービス内容の見直しに努め、選ばれるサービス事業所を目指す。
- 4) 社協職員として常に地域の状況を意識し、職員間での情報共有を図る。

1. 法人運営事業

法人の経営基盤強化や健全経営を図るとともに、提供する福祉サービスの向上ならびに事業経営の透明性を確保する。

- 1) 理事会・評議員会を年に2回以上開催
- 2) 本部会（会長・副会長・事務局長・特養所長・総務係長）を開催
- 3) 監査会を年に2回開催（5月、11月）
- 4) 専門性の高い税理士による会計・税務に関する相談・助言（顧問契約）
- 5) 経営の健全化にむけての経営管理体制の整備を図る。
- 6) 災害に備えた職員の配置体制や業務継続計画の整備。
- 7) 働き方改革等による事務効率化ソフトの整備を図る。（各デイサービス）

2. 人材育成

- 1) 実習生等の受け入れ

福祉の専門家を目指す実習生に、人材育成の一環として実習の場を提供する。

- 2) 資格取得の奨励

職員のキャリアアップ支援として、資格取得に要した費用に対して助成を行う。

- 3) 人事考課制度の実施

- 4) 障がい者雇用の継続

「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、法定雇用率を満たすことができるよう、障がい者の雇用に継続する。

3. 普及・広報事業

- 1) 社協会員制度の周知を図り、地域づくりの推進を図る。
- 2) 社協だより「しあわせ」の発行（1.4.7.10月）【社協会費による】
- 3) 情報誌「ボランティアあち」の発行（2.3.5.6.8.9.11.12月）【社協会費による】
- 4) ホームページとFacebook（フェイスブック）、Instagram（インスタグラム）による情報発信。

4. 地域福祉の推進

- 1) 日常生活自立支援事業（県社協）

契約内容の理解はできるが判断能力が不十分な方（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者）に対し、地域で自立した日常生活ができるよう福祉サービスの利用援助、金銭管理等の支援をする。

- 2) 生活福祉資金貸付事業（県社協）

低所得、障がい者、高齢者世帯等の自立更生を図るため、民生委員の協力を得て、生活福祉資金貸付制度の活用推進と償還指導を行う。

3) 生活福祉資金（緊急小口資金等）（総合支援資金）特例貸付

（新型コロナウイルス感染症発生による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入が減少した世帯への貸付制度）（令和4年9月30日終了）

現在は、借受世帯に対して、訪問等フォローアップ支援として状況把握をし、自立相談支援機関へつなぐなどの償還補助支援を県社協と協力して行っている。

4) 自立相談支援事業（県社協）

生活困窮者に対して生活困窮者自立支援法に基づき、就労支援に向けて生活就労支援センターまいさぼとの連携を図る。

5) 長野県あんしん未来創造センターの「生活支援プロジェクト」及び「包括的相談支援プロジェクト」（県社協）

まいさぼを通じた個別の生活課題の解決に向けて利用可能な事業により支援を実施する。

想定事例：身元保証・入居保証・医療受診等支援・同行支援・地域住民活動支援 等

6) 緊急小口福祉資金事業（独自）

村内に住居する低所得世帯及び生活困窮者に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲を促進するため、小口資金の貸付を行う。

7) フードバンク事業（独自）

お米・缶詰・レトルト食品等の寄付を募り、寄付された食品を生活困窮者等の自立支援や感染症等被災時の緊急食糧支援、食を通じた福祉教育、子ども食堂等の支援団体、防災学習会等で活用する。

8) 金銭・財産管理事業（独自）

高齢者及び身体障がい者等が安心して日常生活を送れるよう支援するため、契約に基づき「金銭管理及び財産保全サービス事業」を行う。

9) 福祉車両貸出事業（独自）【社協会費による】

- ・障がいを持つ方や一人で外出することが困難な方の社会参加促進を目的に、福祉車両（車椅子のままで乗り降りできる車いす仕様車）の貸出を行う。
- ・必要な方への福祉用具貸出、譲渡を行う。

10) 応急援助事業 【共同募金配分金による】

- ・要保護、低所得、被災世帯等に対し、応急見舞援助を行う。

11) 障がい者福祉

- ・希望の旅事業……重度障がい者の社会参加促進支援事業（日帰り）【社協会費による】
- ・障がい者スポーツ大会への協力を行う。

飯伊地区障がい者スポーツ交流会 長野県障がい者スポーツ大会

1 2) 福祉団体支援 【共同募金配分金による助成】

- ・ひとり暮らし高齢者の会「花桃会」の活動への協力援助を行う。

- ・社会福祉関係団体への活動援助

社会福祉関係団体との連絡調整を密にして、活動援助を行うとともに、団体の行う事業に積極的に協力する。

阿智村身体障がい者福祉協会（事務局） 阿智村遺族会（事務局）

阿智村シニアクラブ 阿智村赤十字奉仕団

阿智村子ども会育成連絡会 社会福祉法人 夢のつばさ

1 3) 共同募金事業への協力

- ・阿智村共同募金委員会事務局として、共同募金運動（10月～12月）を通じて共に生きる地域づくり意識の高揚を図る。
- ・安心安全なまちづくり活動支援公募事業など県共同募金会配分金事業の啓発。

1 4) ボランティア活動の振興

- ・ボランティアセンター機能を保持し、グループ活動支援、組織化、人材育成等を図る。
- ・ボランティアコーディネーターを配置して活動の連絡調整、活発化を図る。

（阿智村広がれボランティアの輪連絡会）【共同募金配分金による助成】（申請団体のみ）

とくさ会、楽友会、まごころクラブ、長生き村の幸せ基金運営委員会、りんどうの会
一番清水の会、傾聴ボランティア「ふくみみ」、楽しいをつくるサロン阿智
智里東福祉サービス「ささえ愛」、下伊那西部シルバー人材センター

- ・ボランティアの集い・学習会の開催。【共同募金配分金による】
ボランティアの裾野を広げる為、講師を招いた学習会やボランティアの集い等の開催。
- ・飯伊ブロックボランティア交流研究集会への参加。
- ・災害ボランティアセンター立上訓練及び防災啓発活動をボランティアの協力を得て行う。
- ・災害救援ボランティア養成講座の開催
救命救急講習も含むなど専門的な知識や技術を持って救助活動に携われるボランティアの養成を行う。

1 5) 介護に関する入門的研修への協力

- ・介護未経験者に対して、介護業務に携わる上での不安を払拭するため、基本的な知識を研修することにより、介護分野への参入を促進することを目的として村が主催する、介護に関する入門的研修への受講の呼びかけ、講師派遣、施設見学等の協力をし、人材確保につなげる。

1 6) 福祉教育の推進 【社協会費による】

- ・小、中、高校への福祉教育の推進を図る。専門講師依頼には外部講師を要請し対応する。
- ・中学校の職場体験学習の受け入れ。
- ・福祉出前講座を社会福祉の啓発と地域住民の理解を深めることを目的に、地域住民自治会・企業等を対象に職員を講師として派遣する。

1 7) 各種機関、施設等との連携

保健医療、教育、その他、地域福祉と関連する機関、施設等との連携強化を図る。

1 8) ニーズ調査

出来るだけ多くの住民から個別の課題を聞き取り、地域での具体的な支え合い活動について研究し取り組んでいく。

1 9) 住民福祉活動への支援

自治会活動組織の立上げ支援・協力

「駒場の地域福祉を共に進める会『こまんばの“輪、”』」

「智里東福祉サービス ささえ愛」

- ・地域の支え合い、ご近所福祉の推進に向けた学習会等の開催。
- ・地域での支え合い福祉活動事業への助成を行う。【社協会費の配分】
- ・介護者家族の会、ケアメン・カフェ（男性介護者の会）の開催（包括支援センターと共催）

2 0) 見守り・支え合いネットワークづくり

- ・高齢者や、障がい者等、生活に不安を抱える方々が、住み慣れた地域の中で安心して生活を継続できるよう、ボランティア団体や住民福祉団体、地域住民の方々との連携により見守り支え合いのネットワークづくりを行う。
- ・一人暮らしの高齢者等を対象に、電話、訪問による声かけ、安否確認を行う。
- ・訪問介護事業所との連携による安否確認を行う。
- ・地域の困りごとを地域で支える仕組み『ちいさなお助け隊「あちの手」』事業の推進、協議体への協力。
- ・移動サービス、外出支援等についての検討。
- ・通いの場・居場所としての寿楽苑の活用
- ・自宅にこもりきりの方の心身機能の維持、自立した日常生活を営むこと、また家族の負担軽減ができるよう通所型有償サービス事業を行う。（デイサービスひだまり・えんばな）

2 1) 地域訪問及び緊急対応

- ・地域訪問及び緊急時の対応ができるよう、要援護者等リスト・マップ整備。

2 2) 阿智村社協災害対応マニュアルの整備及び災害ボランティアセンターの立上げ準備

- ・平常時の取り組みから防災体制の整備を図る。訓練を実施し、マニュアルの見直しを行う。 【共同募金配分金による備品整備】
- ・災害時には、災害ボランティアセンターを立上げる。

2 3) 他社協との連携強化

- ・連絡会への参加
- ・他事業の情報交換

2 4) 有償ボランティア（ぬくもりの手）

- ・村内在住の60歳未満、または会長が必要と認める生活困窮者の就労支援として、有償ボランティア（ぬくもりの手）の利用

5. 村受託事業

村から委託された次の事業を行う。

1) 配食見守りサービス事業

昼食（弁当）配達ボランティアの調整等を行い、利用者の安否確認も含めた配食見守りサービス事業を行う。

- ・配食に関するニーズ調査

2) 生きがい講座

高齢者を対象としたものづくり講座で、認知症予防と健康保持、生きがいづくりにより自立した生活が送れるよう支援する。

- ・児童生徒の長期休みを活用した体験講座の開催。
- ・学校等のクラブ活動、授業の受入れ調整。

3) 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

認知症や障がい者等を介護されている家族への支援として「おはなしボランティア」の派遣調整を行う。

4) ふれあいサロン事業

認知症予防、介護予防につながり、ご近所の見守り、助け合える居場所になるサロンの推進について、各地区での一層の普及を図る。サロン参加者の拡大。

- ・ふれあいサロン交流会の開催。

6. 介護保険事業

1) 指定居宅介護支援事業（ケアマネジメント事業）

「阿智村社協指定介護支援事業所」を運営し、介護保険利用者が居宅で日常生活を営むために必要な保健・福祉・地域・医療等のサービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成、提供する。

- ・要介護者（1～5）の居宅サービス計画作成。
- ・要支援者（1～2）の一部事業受託と居宅サービス計画作成。

2) 指定居宅介護等事業（ホームヘルプ事業）

「阿智村社協指定訪問介護事業所」を運営し、要介護者が自立した居宅生活を営むことができるよう身体介護、生活援助等のサービスを提供する。

- ・訪問介護サービス・・・県指定
- ・訪問型サービス（独自）・・・要支援1、2
- ・訪問型サービスA（定率）・・・事業対象者
- ・訪問型サービスC（短期集中予防サービス）・・・事業対象者
- ・有償訪問型サービス（社協独自サービス）
- ・訪問時ゴミ回収サービス（社協独自サービス）

3) 指定障がい者居宅介護事業所（障害福祉サービス事業）

「阿智村社協指定障がい者居宅介護事業所」を運営し、支援を必要とする身体、知的、精神障がい者が居宅で可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、適切なホームヘルプサービスを提供する。

4) 指定通所介護事業（デイサービス事業）

阿智村社協デイサービスセンター「第二幸寿苑」「えんばな」及び「ひだまり」を運営し、要介護者等がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、それぞれ特色のあるサービスを提供する。

- ・通所介護サービス・・・県指定及び村指定
- ・通所型サービス（独自）・・・要支援1、2
- ・デイサービスでの活動において作成した個人作品並びに共同制作品の展示

5) 指定介護老人福祉施設事業（特別養護老人ホーム事業）

「特別養護老人ホーム阿智荘」を経営し、常時介護等を必要とする入所者が、有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、適切な施設介護サービスを提供する。

6) 短期入所生活介護事業（ショートステイ事業）

短期入所施設「阿智荘」を経営し、要介護者がその有する能力に応じて自立した日常生活ができ家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的にサービスを提供する。

7) 感染症対策の強化（各施設）

安全衛生委員会（看護師会）を定期的開催し、感染予防の徹底をする。

指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

8) 事業継続計画（BCP）取組の強化

災害発生時にも最低限のサービスが提供できるように訓練（シミュレーション）の実施等を行う。

9) 満足度調査の実施

○訪問介護事業所：R5年8月実施 次回R8年予定

○デイサービスセンター第二幸寿苑：R7年1月実施 次回R9年予定

○デイサービスセンターえんばな：R6年12月実施 次回R9年予定

○デイサービスセンターひだまり：R5年実施 次回R8年予定

○介護支援事業所：R4年実施 次回R8年予定

○特別養護老人ホーム阿智荘：毎年実施

介護保険事業（在宅）の基本理念・基本方針

<基本理念>

“利用者本位” “自立支援” “自己決定” “安心と信頼”
(ひとにやさしく、自分にやさしく、笑顔に満ちて)

<基本方針>

- 1 利用者の皆さんの意思を尊重し、信頼される介護サービスに努めます。
- 2 住み慣れた地域で自立した生活が出来るよう支援します。
- 3 医療、福祉、保健の各機関と連携を密に、質の高い介護サービスを提供します。
- 4 私たちは、自己啓発にはげみ、仕事に責任感あふれ、おもいやりのある行動をします。
- 5 私たちは、安全性の向上と事故防止に努め、職場内での連携を強化し、職員が一体となった透明性の高い介護サービスを提供します。

(訪問介護)	元気なあいさつ・明るい笑顔、おもいやりあるサービスを
(第二幸寿苑)	心ある 温かい よりよいサービスを提供しよう。 笑顔で 元気に いきいきと
(えんばな)	利用者 一人一人の もう一つの家
(ひだまり)	ゆったりと楽しく 笑顔の絶えない もう一つの我が家
(居宅支援)	公正中立 自立支援 利用者本位 自己決定

特別養護老人ホーム阿智荘の基本理念・基本方針・事業計画

<基本理念>

“ゆっくり 湯ったり のんびり笑顔で”

<基本方針>

1. 私たちは、利用者の皆さんの個性を受け止め理解し、かけがえのない人として尊敬します。
2. 私たちは、笑顔と笑い声の絶えない生活の場を、提供します。
3. 私たちは、利用者の自己決定を支え、尊重します。
4. 私たちは、利用者の皆さんひとり一人の生活やプライバシーを尊重します。
5. 私たちは、利用者の皆さんの社会に参加し続ける機会と便宜を提供します。
6. 私たちは、利用者の皆さんと家族の絆を大切にします。

<事業計画>

令和7年度は、職員数が少ない中、全員が協力し合うことで、1月のコロナ対応という大きな壁を乗り越えることができました。この経験を糧に、今後も職員同士が自然に助け合える体制づくりを大切にしていきます。

慢性的な人員不足への対策としては、令和8年3月より外国人技能実習生の受け入れを開始いたします。新しい仲間を大切に迎え入れ、共に成長するとともに、教え合う過程を通じて私たち自身の仕事を見つめ直す原点とします。

また、自施設のみならず、近隣施設や社会福祉協議会との連携を深めることで、運営課題を共有し、地域全体で質の高い介護の実現を目指します。

「重点目標」

1. 新規職員の採用を進めるため、学校訪問や就職相談会など様々な機会を活用すると共に、紹介制度を使い職員のネットワークでの採用も進める
2. 資格取得の援助を行い、職員の資質向上とモチベーションアップを目指す
3. 令和6年に導入された新ナースコールシステムを有効活用し、利用者様のより良い生活環境づくりと働きやすい職場づくりを進める
4. 備品が壊れてからの修理や更新ではなく、不調を早めに察知して修繕を進め、更新は村にも相談し進めていく（旧館築38年、新館築14年目となる）
5. 風通しの良い職場環境、人間関係を作り、地域社会に貢献できる阿智荘にする